

地区火災対策実行計画(旭東小学校区) 平成30年3月

平成 29 年 9 月～平成 29 年 11 月にかけて、旭東小学校区において、地震火災対策について 2 回の検討会を実施しました。

第 1 回検討会では、出火防止・延焼防止・安全な避難を実施する上での課題を項目として挙げ、第 2 回検討会では旭東小学校区の中で優先的に実行していく対策について下のとおり取りまとめました。

1. 出火防止対策

地震による火災は同時多発的に発生し、消防の対応力を超えてしまうことが想定されています。また、木造住宅が密集する地域では、家屋やブロック塀などの倒壊により道路が閉塞し、消防車両が入っていけない場合があります。

こうした地域では、一つの出火から大規模な火災になる可能性もありますので、まずは**火を出さない「出火防止」**の対策が特に重要です。

【 課 題 】	【 具体的な対策の取組 】
火の始末	① 火の始末の実施（個人） ② 声の掛け合いによる火の始末の意識向上（地域）
電気器具類からの出火防止	① 感震ブレーカー等の設置（個人） ②安全装置付きの電気器具類の使用（個人） ③可燃物の転倒・落下防止（個人） ④電気火災に対する防火意識（個人） ⑤出火防止対策の啓発（行政） ⑥ 感震ブレーカー等の認知・普及（行政）
ガス・石油器具類からの出火防止	①安全装置が備わったガス・石油器具類の使用（個人） ②ガス・石油器具類の取扱い（個人） ③出火防止対策の啓発（行政） ④ガスの安全対策（行政）
住宅損壊・家具転倒による出火防止	① 住宅の耐震化（個人） ② 家具等の転倒防止（個人） ③住宅耐震化の促進（行政） ④家具転倒防止等対策の促進（行政）

※**太文字**の対策は、優先的に実施する対策
 ※下線のついた対策は、災害発生後に実施する対策（事後対策）で、それ以外は災害発生前に実施する対策（予防対策）
 ※(個人)、(地域)、(行政)は、それぞれ各取組の実施者

2. 延焼防止対策

出火直後の火が小さい段階では、まずは住民個人が初期消火を行い、火が拡大し壁や天井にまわりそうになった段階では、周辺住民の協力を得て初期消火にあたるなど、**住民自らが初期消火に取り組む**ことが重要です。

しかし、初期消火に取り組む場合には、常に退避路を確保し、**少しでも身の危険を感じたときには、直ちに避難**することが必要です。

【 課 題 】	【 具体的な対策の取組 】
初期消火の実施	① 住宅用火災警報器の設置（個人） ② 消火器、消火用水の確保（個人） ③消火活動訓練への参加（個人） ④地域の連携力の強化（地域） ⑤ 消火資機材の確保（地域） ⑥ 消火訓練の実施（地域） ⑦ 消火資機材の充実（行政） ⑧実践的な消火訓練の実施（行政）
消防力の充実・強化	①消防施設の安全性の確保（行政） ② 消防水利の確保（行政） ③消防団員の確保（行政） ④ 通行障害を低減する取組（行政） ⑤震災時の消防活動（行政） ⑥地域防災力向上のための取組（行政）

※**太文字**の対策は、優先的に実施する対策
 ※(個人)、(地域)、(行政)は、それぞれ各取組の実施者

3. 安全な避難対策

地震時には、安全に避難することが困難となる可能性がありますので、**早めに避難**することが重要です。そのためには、避難場所と避難所の安全性の確認と避難ルートを想定し、避難訓練を行うことが必要です。

【 課 題 】	【 具体的な対策の取組 】
避難場所の安全性	①避難場所の確認（個人） ②集合場所（緊急避難場所など）の設定（地域） ③指定緊急避難場所の設定及び周知（行政）
避難経路の安全性	①避難経路の安全性の確認（個人） ②複数の経路を想定（個人） ③避難訓練の実施（地域） ④避難路の確保と今後の整備（行政）
避難のタイミング	①避難の準備（個人） ②出火状況の確認（個人） ③避難情報の伝達（個人） ④避難の判断（個人） ⑤出火状況の把握（行政） ⑥避難情報の伝達（行政）
要配慮者への対応	①要配慮者の把握（個人） ②要配慮者の避難（個人） ③避難行動要支援者の避難（個人） ④避難訓練への参加（個人） ⑤要配慮者の把握（地域） ⑥要配慮者の避難（地域） ⑦避難行動要支援者の避難（地域） ⑧避難訓練への参加（地域） ⑨要配慮者の情報提供（行政） ⑩避難行動要支援者の避難計画（行政） ⑪避難訓練の開催（行政）

※下線のついた対策は、災害発生後に実施する対策（事後対策）で、それ以外は災害発生前に実施する対策（予防対策）
 ※(個人)、(地域)、(行政)は、それぞれ各取組の実施者